

里親の複数養育の現状と課題について：  
里親委託率の上昇に伴う今後のあり方

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2023-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 白井, 千晶 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.14945/00029388">https://doi.org/10.14945/00029388</a>

# 里親の複数養育の現状と課題について： 里親委託率の上昇に伴う今後のあり方

白井千晶

## 1. 本稿の背景と目的および結論の概要

社会的養護における家庭優先の原則により、里親委託率の上昇が目指されている。里親を確保するために、それぞれの地域で里親の募集がおこなわれているところである。委託においては、里親の不足、子どもに望ましいマッチングの点から、複数の子どもの措置されることがある。今後、里親委託率があがるにつれて、複数養育が増えることが予想される。

里親家庭（里親、すでに里親家庭で養育されている里子や実子、その他の家族員）が積極的に望んで複数児の措置を受託する場合であっても、いわゆる実子の複数養育とは異なる課題を乗り越える必要が生じる。それは以下のような理由による。第一に、措置児のそれぞれが子どもの人生の途中から養育が始まる「中途養育」であるということ。里親は子どもが生まれたときから関わっているのではないから、子どもの特性やニーズ、表出、体調、すべてにおいて手探りとなる。第二に、社会的養護の子どもの大半は虐待を受けた経験がある。虐待を受けていなくても、生みの親に養育されていないといういわゆるあいまいな喪失を経験しており、生き立ちの整理ができていないことも予想される。第三に、社会的養護の子どもの割合が年々上昇している。複数養育のいずれかの子どもに障害があることもあるだろう。第四に、たとえ被虐待経験や障害がなくても、社会的養護の子どもはすべて「スペシャルニーズ」をもつと考えられる。子どもの背景（例えば措置の事由、親権者との交流の状況、居所を秘匿しているか）や、措置の状況（一時保護か否か、短期か中長期か）は様々である。第五に、多様な委託のありように適応しなければならない。措置期間が様々で、ある子どもは中長期の養育だが、ある子どもは一時保護であるなど。メンバーが一人増えれば、来る子どもも、もといた子どもや里親や家族も、手探りに適応と再構築をすることになる。アタッチメントの形成

過程も別々であるから、それぞれの子どもの状況が負の影響を与えることもある。年齢や性別にかかわらず、非血縁のきょうだいや同居人となり、子どもが思春期でも幼児期でもそれぞれの課題が生じるだろう。措置変更や措置解除によって別れも経験することになる。第六に、部屋替えや食事時間・入浴時間・送迎時間など生活スタイルの変更が家族員に生じることがある。一般的に、基礎的生活が営まれる家庭は成員の変動が少なく、成員同士の関係は変動が小さく漸進的に構築される比較的安定的な一時集団であるが、里親家庭の複数養育は、異なる背景やニーズをもつ成員の参入や離脱に常に適応が求められるといえるだろう。

第七に、養育者の特性である。里親は、大きく分けて自身の子が生まれず、不妊治療などを経て里親になる人びとと、子育ての経験があって児童福祉への関心から里親になる人びとがいることがわかっている。前者は育児経験がない中で、難しい複数養育に挑戦することになり、後者はベテランであるが年齢が高い傾向にある。最後に、第八に、現代日本社会の特徴として、地域社会のつながりが疎遠になり、子育てが孤立化する傾向にある。

こうした中で、複数養育は、子どもにも里親にもよい効果をもたらすことがある一方で、里親、もといは里子や実子、新たに措置された里子が適応できなかったり、混乱したりすることもある。いわゆる「不調」は、子どもの信頼、回復、成長のプロセスとも捉えられるし、「措置変更」は、よりよい暮らしのためとも捉えられるが、時に親も子も大きな傷付きを被ることもある。

したがって、複数養育をどのように捉え、実践していくかは、今後の家庭養育において、大きなテーマである。本稿では、里親調査の結果をもとに、里親の複数養育の経験を浮き彫りにし、今後のあり方について提起する。なお、本稿でいう複数養育は、主に、措置児が複数であることを念頭に置くが、より広く、実子や措置解除後の若者と一人の措置児で複数養育になることを含むこともある。

## 2. 複数養育に関する施策

かねてから政府は複数養育に注目してきた。例えば2015年の『全児相』（91別冊）では、専門里親への委託を増やすための取組として自治体が回答した記述

として、以下のような記載があげられている<sup>1</sup>。

ケースの状態に適合する里親委託を行うものであり、一概に「児童虐待」「障害を有する」「非行の課題がある」こと等の要件をもって委託を行うことは困難であるため、機械的に委託をすすめることは考えていない。コンピテンシーの高い里親は、多くの場合すでに複数児童の受託中である場合が多く、かりに専門里親と登録されていても、委託困難である場合が少なくない。課題（発達、被虐、行動化等）の多い子どもの場合、里親だけがケアを行うことでは有効な養育効果をもたらすことは難しく、一方里親の他にこれを専門的にサポートできる社会資源が乏しいことから、あらかじめ外部からのサポートの見込まれるケース対応を委託することはきわめて難しい。(p.28) (傍線は引用者による)

里親委託促進事業実施要綱に専門里親研修事業を設け、委託して実施する研修の委託料及びスクーリング研修に係る交通費、宿泊代を県が負担しているが、専門里親の要件をクリアしている里親が少ないため、専門里親があまり増えていない。専門里親への委託を希望しても、すでに養育里親として児童を養育していることから専門里親としての新たな委託が困難になっている例もある。(すでに委託している児童との関係から複数委託できない場合もある。)(p.28) (傍線は引用者による)

本県は、施設数も少なく、以前より里親委託率も高く推移しています。ベテランの里親についても複数委託しており、新規の里親への委託を迫られるが里親の要望等もあり、里親委託が進みにくい状況にある。来年度も複数の里親がファミリーホームへ移行することから里親委託とファミリーホームの委託の平行した処遇検討が増えていくと思われる。課題を持つ要保護児童を養育できる資質の高い里親を増やすことが必要になっており、研修等の取組が必要になっている。(p.30) (傍線は引用者による)

政府や自治体の文書で里親の複数養育が取り上げられるだけでなく、里親委託率をあげる試みにおいても複数養育が言及されることが少なくない。例えば

---

<sup>1</sup>『全児相』91別冊

<http://www.zenjiso.org/wp-content/uploads/2015/03/ZENJISO091ADD.pdf>

福島県家庭的養護推進計画（案）の概要版には、以下のような記載がある。

平成26年3月末現在において、社会的養護を必要とする子どものうち里親等に委託されている率は16.7%であり、登録している里親のうち、子どもを受託している里親の割合も3割に満たない状況で推移しています。〔引用者により表割愛〕

そのため、短期里親委託や複数児童の委託促進など登録里親の十分な活用が今後検討されるべきですが、里親の高齢化やマッチングの問題のほか、社会的養護を必要とする子どもが抱える問題の深刻化などに対応できる里親の養成も課題となっています。（傍線部は引用者による）

このように、複数委託は以前から認識されてきたが、管見では里親の複数養育の実態や課題に関する先行調査研究はみあたらない。海外の先行調査研究においても、少なくとも英語圏では見つからなかった。しかしそもそも里親の措置変更が多いこと、複数養育をする職業的里親・養親の考え方があるため単純な比較はできないだろう。

調査研究は見当たらないものの、実践の場では、しばしば複数養育は話題にのぼってきた。例えば第63回関東甲信越静里親研究協議会さいたま市大会（2017年）の分科会の一つは、「複数の児童を受託する里親の難しさ」だった。このように、実践の場では複数養育の難しさが話題になり、措置者の里親委託率向上の観点からも複数養育が取り上げられてきたにもかかわらず、複数養育のあり方、よりよい複数養育のために必要なポイントは調査、研究、議論されてこなかったと言えるだろう。

### 3. 調査結果

そこで関東甲信越静里親協議会では、共働きに関する里親調査に、複数養育とアドミッションケアの質問項目を含めることにした。調査概要は以下の通りである。なお、共働きとアドミッションケアに関する報告は白井（2022）で集計結果をまとめ、自由記述も含む報告書が研究班から刊行される予定であるため、本稿では複数養育にテーマを絞って報告・検討する。

## 調査概要

調査者：関東甲信越静里親協議会共働き里親調査研究班（構成：関東甲信越静里親協議会、山梨学院短期大学地域連携研究センター・山梨社会的養護研究会樋川隆研究室、静岡大学人文社会科学部社会学科白井千晶研究室、一般社団法人日本フォスターケア研究会・山梨県きずな会）

調査時期：2021年7月～8月

調査方法：無記名郵送自記式質問紙調査

里親登録数を調査地域の里親会に送付、里親会から対象里親に送付した。対象者は無記名で調査票に記入、封書に入れて、回収委託先に送付した。調査対象：関東甲信越地域において、里親認定を受け、里親登録をし、調査時に当該地域の里親会に入会している者。登録住所に送付し、里親本人が回答するように依頼した。

（都県は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県。政令指定都市および中核市は、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、横浜市。）

配布数および回収数

配布：里親会への発送数2670票（ただし里親会には2020年度数より若干多く送付しており、残部があった可能性がある）（参考：当該地域の認定および登録里親数4585、うち調査票発送前に児童が委託されている里親数1664。全国は認定登録里親数12315、受託中の里親数4379）

回収：988票（回収989、無効票1）（有効回収率37.0%）

調査項目は、①基本属性：プロフィール（年齢、登録里親種別、都道府県）、世帯構成（続き柄）、受託児童の有無、世帯構成員の就労状況、②委託のあり方（アドミッション・ケア）（養育計画や委託の状況、それに関する評価）、複数受託、受けている里親支援、共働きへの考え、③共働き里親の経験（経験者のみ）（登録前の就労状況、研修・受託時の就労調整とその影響、就労先の配慮、現在受託中の児童の概況（学年、障害の有無、共働きに必要な支援）、共働きしながら里子を養育するために必要な支援（フォーマル、インフォーマル）、共働き里親に関する自由記述（良いところ、工夫したところ、苦労した点）。

## 倫理的配慮

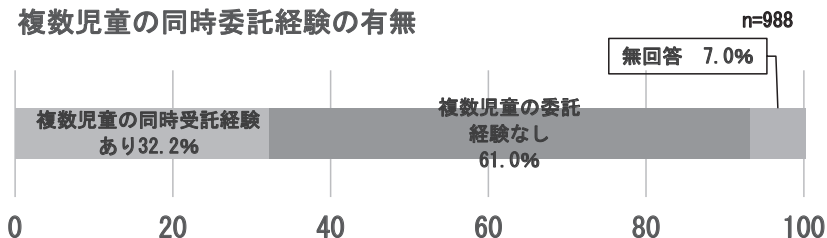
アンケート結果は統計的に処理され個人が特定されることを依頼状と調査票に明記した。調査は無記名とし、送付や回収にあたって調査者は個人情報を取得しなかった。アンケートの集計分析において、個人のことごとくとして取り扱わなかった。

調査費用：山梨学院短期大学（地域連携研究センター・山梨社会的養護研究会樋川隆研究室）、山梨県きずな会、日本フォスターケア研究会（テレビ朝日福祉文化事業団助成）

## 複数養育経験の概要

回答者のうち、現在、複数受託していると回答した割合（実子は含まない）は12.2%で約1割だった。これまでに複数養育の経験がある人は32.2%と、現在複数養育していなくても、過去の経験も含めると、3人に1人は複数養育をしていた。これまでに複数児童の受託経験のある里親のうち、現在も複数児童を受託している割合は、36.5%だった。

### 複数児童の同時委託経験の有無



現在複数養育しているという回答（有効回答988票のうち121人）をみていくと、まず回答者本人が男性であるのは27.3%、女性72.7%で、回答者本人が養育里親86.0%、専門里親4.0%、養子縁組里親10.0%と、専門里親は4.0%のみで、養育里親が大半である。現在複数養育している人の80.2%は有配偶と回答していたが、その78.4%は配偶者も里親認定があるとのことである。種別は養育29.2%、専門58.3%、養子縁組12.5%だった。ファミリーホームとして運営していると答えたのは、13.2%と、回答全体のファミリーホーム比率（3.1%）よりは高いが、それでもファミリーホームではないものが86.8%と大半である。ここから、家庭養育している里親家庭の約1割が複数養育中で、その大半はファ



ミリーホームでなく、専門里親ではない養育里親の家庭で、配偶者は里親の認定を受けていないことが少なくないということが見えてくる。

複数養育している里親家庭の状況をもう少し詳しく見ると、回答者本人を含む同居人数は4人が40.5%と半数近くで、5～6人が36.3%と、全体の76.8%が世帯規模は4～6人だった。本調査回答者の平均(3.57人)や人口動態統計による平均世帯人数(2.21人)よりは多いものの、大家族、三世大家族よりは、子どもが複数の核家族であることがうかがえる。回答者の年齢は平均54.66歳(SD8.840)で、配偶者も同様の年齢だった。共働きについてみると、回答女性自身が就労中65.1%、回答男性の妻が就労中67.7%と共働きである人が過半で(夫はほぼ全員が有職)、全体の75.2%に過去・現在に共働き経験があった。ここまでみると、世間一般の核家族のようにもみえるが、実際はそうではない。中途養育であり、子どもそれぞれが異なる背景やニーズ、措置状況であることは先に述べた通りである。他にも、子どもの障害有無に関する問いには、延べ170人の子どもに関する回答があり、その52.9%の子に障害があるという回答だった。

### 複数養育の経験や考え

回答者が自由記述に記した複数養育の経験や考えについて整理したところ、個性への対応、子ども同士の関係、子どもの年齢差や委託の順序、物理的問題、障害、育児経験、性的関係、きょうだいの場合、複数養育のいいこと、にまとめられた(現在複数養育していない人による記述を含む)【 】は整理したカテゴリ)。

最初に、「それぞれの子どものそれまで育ってきた環境やリズムが違う」「両方(長期児童と一時保護児童)の気持ちに配慮する」など、子どもそれぞれが異なっており、【個性への対応】が必要であることが指摘された。親権者との交流がある子どもが帰宅したときに、交流がない子どもにも対応する必要があること、子どもには親の愛情の独占欲と子ども同士の仲間意識と相反する要素があることなど、具体的な観点もあげられていた。

### 【個性への対応】

- それぞれの子どものそれまで育ってきた環境やリズムが違う。
- 実親と交流のある子どもがいるとき、子どもが交流から帰ってきたと



きに、その子と交流がない子どもへの対応がそれぞれ必要。

- たとえ何人いても個別を意識。
- 両方（長期児童と一時保護児童）の気持ちに配慮する。
- 母の取り合いをするので、1対1の時間を意識的に作り両方が満足できるようにする。
- 里親が物理的に（食事、洗濯等）忙しくなるので、子供に対して時間が十分にとれなくなる。手のかかる子供にばかり目がむいてしまう。
- 里親も人間なので、相性があり、可愛がれる子と難しい子がおり、片方とばかりコミュニケーションをとってしまい、他方の子供と上手くいなくなる。
- 子どもの年齢・性別・相性・個性等をきちんと踏まえてよく考え受託する必要がある。
- 愛情をひとりじめにしたい気持ちと、仲間意識は相反していて、精神的に良くない。

【子ども同士の関係】については、とくに【先に委託されている子ども】について、「先に受託している子どもと安定した関係を築いていることが必要」「先に委託されている子どもに配慮する」など、もともといた委託児と安定的に関係を構築できれば、新規加入にも適応しやすいことが述べられていた。

### 【子ども同士の関係】

#### 【先に委託されている子ども】

- 里子どうしの関係性を作ることがむずかしいケースがあった。高齢児が後から入った場合、対応がむずかしい。先に委託された児童が不安定になることがあった。子供同士の関係性が難しい。
- 先に預かっている子との相性や問題行動が有るが、マッチングに時間を掛けたい。
- 先に受託している子どもと安定した関係を築いていることが必要。
- 先に委託していた子どもが、自分だけを見てほしいという気持ちが強く、後から委託した子どもをかわいがれない。
- 実子及び先にいる子どもとの相性、年齢差のマッチング、ひとりだと

保育園にあずけて働けるが、複数2人以上だとむずかしくなる。

- 子ども同士の相性。初めに委託されている児童の気持ちを大切にする。
- 一時保護直後の強い不安から、先に委託されている子どもに意地わるしてしまう子がいる。不安な気持ちは分かるけど、先に来た子にがまんばかりさせるのもどうかと思うし、対応が難しいと感じます。

次に、複数養育の課題として、「子ども同士の相性」や、「子どもたちが競い合う」「どの子も自分ひとりを見てほしい」「関係が複雑になり、より神経を使う」など、子ども同士の関係一般に配慮や工夫が必要だという指摘があった。

### 【子ども同士の関係】

- 子ども同士のコミュニケーションが取れず、なじまない。
- 里子の間の相性も大事だと思います。
- 里子どうしの相性。相性が合わないと大変。
- 実子と里子と里子の関係がより複雑になり、より神経を使うことになること。
- 里子同士の関係を築く上で多くの配慮が必要。
- 子ども達が競い合うので、喧嘩がたえませんでした。どの子も自分ひとりを見てほしいと思っている。
- 大人が見ていない所で、他の児童への暴力があり、目が離せなかった。
- 短期であると急に來ることになるので、子ども同士に相性が合わない場合、子どもにストレスとなります。
- 受託して家にくればきょうだいとして暮らすことになるので、児相から先に住んでいる子どもへの説明が必要だと感じる。
- 児相でふさわしいとされた子がお試し期間もなく委託される。里子同士の問題は数知れず発生する。
- 姉弟をお預かりしたとき（3人）です。3人ともとても手がかかり性格も違うので1日で限界でした。6才3才1才です。
- 互いに知り合いだったので、やりにくかった。
- 現在受託中の里子が全ての面において犠牲になることがないように整える必要があると思います。

- 愛情をひとりじめにしたい気持ちと、仲間意識は、相反していて、精神的に良くない。
- いい意味でも悪い意味でも、下の子が上の子の影響を受けるので、子供の相性を考慮して欲しい。
- 2人同時に、お話が始まると片方ずつ聞かないといけないからおとなしい子の方がかわいそうになる。

子ども同士の関係性に配慮が必要であることが指摘される中で、子どもの年齢差や、委託の順序についての言及も数多く寄せられた。年齢差は、「近い方がよい」「お互いに遊び相手になれる年齢だとよい」と、近い方がよいという意見がある一方で、「近いと難しい」「対抗心」「競争心で難しい」、「学校での生活もホームでの生活も一緒に過ごすためとても難しい」など、年齢が離れていた方がよいという指摘もあった。委託の順序について、「高齢児が後から入った場合に難しい」という提起も複数あった。子どもが生まれてきょうだいができる場合は、当然、あとから加入する成員が年下であるし、ステップファミリーであれば、順序はなく同時にきょうだいになる。児童養護施設や一時保護所などある程度の人数があっても、加入する成員の順序と年齢の関係は難しいが、より緊密な関係の家庭養育では、さらに難しさがあることが予想できる。

#### 【年齢が近い方がいい・離れていたほうがいい／委託の順序】

##### 【年齢が近い方がいい】

- 年齢は近い方が良い（里子同士で話ができる）。
- 男女別（男は男だけで）。年令は近い方が良い（里子同士で話ができる）。
- できれば、お互いが遊び相手になれる年齢だと良い。

##### 【年齢が離れていたほうがよい】

- 年齢が近いと難しいと思います。
- 年齢が少しは離れていた方がよいと思う。
- 同じ学年の子どもの場合、小中学校の間は学校での生活もホームでの生活も常に一緒に過ごすためとても難しい。
- 年齢と性別。仲良くなるかと期待しても同い年で同性は関係づくりが

ジェラシーや競争心で難しい。

- 同年齢の子供がいると対抗心から子供同士うまくいかないことがある。
- 年が離れている場合、下の子の面倒をみてくれる時があれば、ケンカする時もある。実の兄弟のように育っていく。離れる時は、長い子供にはつらい。(心のサポートが必要)

#### 【委託の順序】

- 年齢差があったので、小さな里子への影響が心配されました。あとから年齢の上の子をあずかったので神経を使いました。
- 一人里子がいて後から委託される場合、後からの子が年上の場合難しかった。先の里子が優位と勘違いしたので。
- 6才の子が先に来て、15才の子が昨年来ました。6才の子は、兄ちゃんができると喜んでいましたが、来てみたら、まったく相手にしてもらえなく、さびしい思いをさせてしまいました。里子の間の相性も大事だと思います。

次に、【物理的問題】をあげたい。子どもが増えれば、「行事や準備物も増える」、児童相談所への対応も「ばらばら」なのが現状だという。また、必要な居室が増え、「プライベート空間の確保が難しい」ことや、にぎやかになるため「近所の理解を得る必要がある」もあげられる。「外出時に目が行き届かず、危険が伴う」など物理的に「手が足りない」こともあげられた。

#### 【物理的問題】

##### 【タスク】

- 複数の児童を受託すると、行事や準備物も増えます。
- 入学式が同じ日(午前・午後)、小、中、学校だと大変でした(6才ちがいたと)。
- 1回にそれぞれの担当から連絡が来たり面談等の連絡もバラバラの為、少し所内でまとめてから連絡が欲しい。

##### 【空間】

- 部屋の数や住居のスペースが足りなくなる。→プライベート空間の確保が難しい。

- 我が家の居宅の物的条件（面積、居室数）。子どもが増えると、より動く音や会話の声が増すので、近所の理解を得る必要がある。
- 小さい頃は情緒的な面で平等感をもってもらう事が思春期には部屋など物理的な面でしっかりプライバシーが守れるよう配慮する。

#### 【手が足りない】

- 乳幼児を複数受託する場合は、外出時に目が行き届かず、危険が伴うことが考えられる。
- 乳幼児3人受託しましたが、ワンオペになる時はどうしても細やかさに欠けるのが否めません。ファミリーホームになって人を雇用するしかないでしょうか。
- 体力的にも精神的にも余裕がなくなり自分が病みそうだった。
- 手が足りない。
- 0才児を二人預かった時はきつかった。
- いきなり幼児複数預かり（一時保護で）疲労困憊になったことがあります。一時保護児でもレスパイトを使えるようにしてほしいです。

「障がいのある子どももいてなかなか落ちつかない」「知的・発達の障害があるとその特徴と特徴がぶつかりあうことがある」など、里子の複数養育に加えて、発達障害や知的障害など【障害】についてもあげられた。回答のあった子どもの過半に障害があるという回答は、先に報告した通りである。

#### 【障害】

- きょうだいのいる家庭と同じだとは思いますが、障がいのある子どももいてなかなか落ちつかない。
- 発達障害等がある子を預る時、一方の子との兼ね合い。
- 知的・発達の障害があるとその特徴と特徴がぶつかりあうことがある。

里親に育児経験がなかったり、あっても里親として措置児を養育した経験が十分でないと、様々な背景をもつ子どもの複数養育は困難かもしれない。「兄弟の為複数。トラブルも2倍で新人里親には大変だった」など【育児経験】に関

する回答があった。

### 【育児経験】

- 経験（里親）がない里親（特に育児経験）にとっては、複数の児童の受託は難しいかもしれない。
- 兄弟の為複数。トラブルも2倍で新人里親には大変だった。

子ども同士の【性的関係】についてもあげられた。通常、家庭など一次集団内ではインセスト・タブーが働くが、当該家庭での生活機関が短かったり、原家庭が家族機能不全で性的出来事に曝されていたりして、社会的養護においてインセストタブーが働かないことがあることは、白井（2019）で論じた。本調査においても、「性に対する関心が多い子」「性加害の子など複数の受託に向いていない児童」があることがあげられた。

### 【性的関係】

- 性に対する関心が多い子が多い。
- 子どもとはいえ性的な問題をおこされ、男女が混じるのがおそろしい。
- 学年（同学年で重ならないこと）課題によっては複数の受託に向いていない児童（性加害の子など）もいる。

複数養育の年齢差に関する意見と同様に、きょうだいを分離するか否か【きょうだいの場合】についても、様々な意見があった。「丁寧に養育する」ために「別々の里親宅で過ごすのが第一では」「唯一無二の関係を築く必要」があるため、「きょうだいだから一緒にとは考えていない」という意見があげられた。きょうだいとも施設養育で、もともときょうだいとして関係性ができていないという指摘もあった。他方、前は別々にいたが、一緒にしてあげたいという提起や、きょうだいでいると子どもが安心できるだろう、落ち着いていられるという意見もあった。

## 【きょうだいの場合】

### 【きょうだいでも個別に】

- きょうだいでの預かりの場合、1人1人にていねいな養育ができなくなるが多い。里親は、施設と違って、ていねいに養育させて頂けるのが良い所だと思うし、子ども側も、委託による環境の変化が大きいため、精神的にも落ち着けるようにするためには、ひとまずでも別々の里親宅で過ごすのが第1なのでは？と毎回考えさせられています。
- 姉弟ということでお預りしたが、二人は施設で小さい時から育ち、姉弟としての関わりも少ないからとのことでお受けしたが、個々には、不安定で逆にザックリとした付き合いになってしまい唯一無二の関係を築く必要を強く感じた。
- 私達は部屋数もあります、じっくり養育できる力は2人位までと考えています。(ファミリーホームのように養育支援があるのは別です)ただ、今までの経験できょうだいだから一緒に養育をとまでは考えていません。一人一人をじっくり養育し、愛情実感を持てる事が重要だと考えます。兄妹一緒の時は問題が多かったが、別々に里親委託され自立できた例を見て思います。
- 兄弟でしたが、今までの関係（なぐる、ける、など）を再構築するのは大変でした。
- 兄弟姉妹だからといって一緒に養育しなければいけないということはない。
- きょうだいの受託をしています。1人、1人との信頼関係を築くまでが時間を要するので、交流中にも1人ずつ会う日があったら良かったと思いました。
- きょうだいは、気が大きくなり、里親としては大変になる。きょうだいには、安心だと思えますが…。
- きょうだいを実親、自分たちのルーツに対する評価が違い、面会の時などに“なぜお前は自分の親に対してそういう目でみるのか！”という対決が火を吹く時も。
- きょうだいでは預かると一人一人に丁寧な養育ができなくなる。
- 問題を抱える子が複数なので、大変だがものすごくある。姉妹を離したくないとのことだったが、それぞれにネグレクトで愛情をほしがっ



ていた。

**【きょうだい是一緒に】**

- 姉妹だったため、2人で遊んでくれる等、里親の負担が少なかったように思える。
- 兄妹だったのですが、うちに委託される前は別々の里親さんの所にいたようで、兄妹ならできるだけ一緒に委託された方が良いと思った。身の回りのことができる里子でないとむずかしい。
- きょうだいの一時保護。1人より2人の方が安心できると思う。
- きょうだいだったので、一人を預かるよりも気が楽だった。子どもたちも一人よりもその方がよかったと思う。
- 実兄弟交流なので2人の関係を維持してあげたいです。

最後に、問題や課題ばかりでなく、複数養育の【よいこと】もあげられていたので、整理したい。「子ども同士で人間関係のトレーニングができる」「複数いた方が子どもにとって良い」という利点や、「上の子のサポートがあった」「多ければ多いほど養育が楽になる」など、養育がむしろ楽になるという意見もあった。

**【よいこと】**

- 複数の方が子ども同士で人間関係のトレーニングができる。
- 多ければ多いほど養育が楽になる。
- 普通の生活が送れる子なら複数の方がよい。
- 年齢差があり、上の子は生活も落ちついていたので、初めは焼きもち等あったが、協力して助けてくれる事が多かった。
- 中3女子と4ヶ月の赤ちゃんだったので、中学の子が手伝ってくれたりむしろよかった。
- 課題は無い。むしろ複数いた方が子どもにとって良いと思う。
- 子ども的人数や年齢によります。我が家は長期の里子が5年生の時に乳児の一時保護でしたので、上の子のサポートがありとても助かりました。一番はやはり人手でしょうか。
- 子どもには兄弟が必要と考え、2人目の受託を希望した。待機してい

る希望者がいる中、2人目は大変きびしい。

#### 4. 今後のあり方に関する提起

以上、複数養育について当の里親からの経験や意見を整理してきた。本稿では、今後のあり方として、以下の6点をあげたい。第一に、アドミッションケアの対象である当事者は、里親と措置される子どもだけでなく、もといいた里子や実子も含まれる。すべての当事者にアドミッションケアが必要である。第二に、委託後のプロセスにおいてPDCAサイクルが必要である。委託がゴールではなく、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のプロセスが継続していくものであり、児童相談所などの措置者や里親支援者（里親支援専門相談員や里親のピア・里親仲間）はそのプロセスに伴走する必要がある。第三に、複数養育はこうがいいというマニュアルはない。年齢は離れていた方がいいとか、あとの委託はもといいた子どもより低年齢がよいといった「正解」はない。ケースによって様々であるから、当事者すべてが委託前後に情報を共有し、話し合い、振り返る必要がある。同調査のアドミッションケアの項目の調査結果では、養育者が少なくとも口頭では養育計画を示されているが、例えば当事者である子どもが策定に参加している割合が小さい（20.7%）が、当の子どもだけでなく、他の家族成員が新しい家族員の加入にさいして、家族会議、子ども会議、応援会議等をおりにふれてもつことが望ましい。第四に、里親のタイプ別の運用が求められる。昨今、里親数の確保と、子どものニーズの多様化から、ショートステイ、一時保護、週末など短期養育の里親、単身者や高年齢、親子、セクシュアルマイノリティなど里親も多様になり、門戸が拡大した。その中で、偶発的、無計画に複数措置がおこなわれるのではなく、一時保護機能を念頭に置いた複数養育専門の里親など、里親が機能分化するのが子どものウェルビーイング、里親の予測可能性、計画性、専門性の観点から望ましいのではないか。最後に、第五に、複数養育が常態化する一定の里親群はファミリーホームに移行するのがよいのではないか。ファミリーホームは事業費で補助者を雇用し、3人以上で子どもを養育することができるからである。第六に、他の文脈でも求められていることであるが、里親家庭への支援が必要である。家事育児支援、レスパイト、緊急時や突発的な出来事に対応できる柔軟なサポート、心理的相談支援が求められる。当事者を含む様々な立場の人が広く検討す

ることが今後の課題だろう。

**謝辞** 調査にご協力下さった回答者の皆様、調査に助成下さった諸機関、調査チームの皆様に感謝申し上げます。

### 参考引用文献

白井千晶2019「児童養護施設における性的マイノリティ（LGBT）児童対応調査（ヒアリング調査）結果：インセスト・タブーと隠れたカリキュラム」『人文論集』69（2），41-55.

白井千晶2022「里親委託の現状と課題：里親の共働き、複数児受託、アドミッション・ケアに関する里親アンケート調査から」『人文論集』73（1），75-87.